

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年（2014年）3月策定

令和元年（2019年）11月改訂

令和5年（2023年）4月改訂

熊 本 県

# 目 次

- 第 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の  
効率化及び高度化の促進に関する目標
  
- 第 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
  
- 第 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
  
- 第 4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進す  
るための施策に関する事項
  
- 第 5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等  
の連携及び協力に関する事項

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

【農用地の面積】	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○耕地面積(①) 本県の目標	116,100ha	108,500ha
うち担い手が利用する面積(②) 本県の目標	64,160ha	86,800ha
②/① 本県の目標	55%	80%
【農地を集積すべき主な担い手】	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○認定農業者	10,948 経営体	11,000 経営体
うち個人	10,390 経営体	9,900 経営体
うち法人	558 経営体	1,100 経営体
○地域営農組織	348 組織	460 組織

※ 本目標については、必要に応じて見直すこととします。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○各担い手の利用する団地 (連続して作業ができる圃場)の 平均面積※	—	2倍程度
○遊休農地	9,480ha	5,330ha
うち再生可能	5,099ha	2,350ha
うち再生不能	4,381ha	2,980ha

※各担い手の利用する団地の平均面積は、農地中間管理機構の貸し付けた農地についての平均面積とします。

## 第2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

### 1 農地中間管理機構の位置付け及び関係機関との連携

本県では、平成24年度（2012年度）に県の基本戦略である「幸せ実感4カ年戦略」に農地集積を位置づけて、重点的に取り組んできました。その取り組みは一定の成果を上げてきていますが、平成26年度（2014年度）から全国的な制度として、農地中間管理機構が整備され、本県の取り組みの追い風となりました。さらに、平成28年度（2016年度）策定しました、県の基本戦略である「熊本復旧・復興4カ年戦略」においても、農地集積を位置付け、取り組みを行ってきました。

令和5年（2023年）4月に改正された農業経営基盤強化促進法等は、農地集積・集約化や経営管理の合理化を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものです。担い手への農地集積・集約化並びに耕作放棄地の発生防止及び解消等を進める事業体として、農地中間管理機構を位置付け、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図の素案作成を行う農業委員会、加えて農業会議、JA、土地改良区、土地改良事業団体連合会などの関係機関の総力を結集し、更なる農地集積・集約化に取り組めます。

### 2 農地中間管理事業と地域計画との連動

農業経営基盤強化促進法に基づき、これまでの農業・農村を将来に引き継いでいくために策定した「人・農地プラン」を核として、市町村が地域での話合いにより地域の将来の農業の在り方や、将来の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定します。地域の方々が将来の農業の姿について話し合う中で、農地集積・集約化を通じた生産性向上の方策や、中山間地域などでは地域農業やコミュニティを守っていくため、将来を支える担い手に農用地を集積・集約化する上でも、地域の徹底した話合いに基づく「地域計画」の存在が重要です。

この地域計画の中で明確にされた地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の目標である「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理事業を通して賃借権の設定等を推進します。

### 第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

農地中間管理機構は、農地相談員の話合いへの参画や現場での農用地利用調整活動等を通じて、地域計画を実現するための農用地利用集積等促進計画を作成します。地域計画区域外で、農業委員会による要請があった場合も同様です。

また、農地中間管理機構では、全ての市町村（農業委員会を含む。）に対して、農用地利用集積等促進計画案の作成等の協力を求めます。

さらに、これまで農地集積に係る十分な実績をあげてきた全てのJAに対しても、組合員の経営意向の情報提供等の協力を求めます。

加えて、土地改良区、民間企業等に対しても、その得意とする分野における農地中間管理機構の業務への協力を求めるなど、関係機関の総力により担い手への農地集積・集約化に取り組みます。

### 第4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

農地中間管理事業については、農地集積・集約化を推進する重要な柱であることから、関係機関へ施策を周知徹底するための推進会議・説明会を県段階、地域段階で開催し、制度の理解を深め、十分な活用が図られるよう取り組みます。

また、各種広報活動やパブリシティの活用により、広く県民に農地集積・集約化への取り組みと農地中間管理機構について情報発信等を行います。

## 第5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

本県、市町村、農業委員会、農業会議、JA、土地改良区、土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫のほか、農業関係団体及び経済関係団体と密接な連携及び協力の下で、農地中間管理機構の活用を図っていきます。